



相続税調査の最盛期

毎年7月は、税務署の年度替り月であり、新体制での相続税調査も早々とスタートします。調査で柱となる実地調査は、通称「臨宅調査」と呼ばれます。調査対象となる割合は、だいたい申告5~6件に1件と高く、お盆が明けた8月下旬から10月にかけて最盛期を迎えます。

平成30年12月に国税庁より発表された「調査白書」によれば、実地調査の件数(H29/7~H30/6)は、12,576件で、指摘された申告漏れ等の件数及び財産の総額は、10,521件(83.7%)、3,523億円であり、内訳は、現金・預貯金等1,183億円、有価証券527億円、土地410億円の順となっています。

ここで、「現金・預貯金等」が最上位となる背景について焦点をあてていきましょう。

ある金融機関が「家の財産管理者」についてアンケート調査をした結果、妻が6割、夫が3割、共同が1割となり、また、**年齢が上がるほど「妻が管理」する割合が高かった**そうです。確かに相続税調査においても「我が家の財産管理は妻」と答える家庭が多くあり、結果として調査の現場では、ある問題が頻発することとなります。



「妻が自ら管理運用する“家族名義”の預金」は、誰のものなのか…いわゆる「(借名)名義預金」の問題であり、結果的にその多くが「申告漏れ財産」として指摘を受けているのが現状です。

預金等の名義は帰属の判定に関係ないのか？

「関係ない」が答えとなります。その拠りどころとなる裁判の判例等には、「我が国においては、扶養者等が妻や子の名前を使用して預金等の形態で保有することは、珍しいことではない。…単に名義人が誰であるかという形式的事実のみにより判断するのではない。」などとあります。

では、どのような基準(要素)で判定するのか？

預金等の帰属判定の「要素」は、以下の3項目に要約されます。(判例等より)

① 預金等の預入原資の出捐者

出捐(シュツエン)者とは、**資金等の抛出者**のことであり、帰属判定の最も重要な「要素」となります。

② 預金の管理及び運用の状況、利益の享受者

預金でいえば、「預入や書換手続きを行った者」「通帳や印鑑の保管者」、「預金や利息を使っている者」など**行為の主体は誰なのか**ということです。

③ 出捐者、名義人、管理・運用者との関係、及び名義人が名義を有した経緯等

「なぜ、家族名義で預金されていたのか(贈与があったのか否か)」、「なぜ、相続人が管理運用していたのか(被相続人が委ねていた実態があったのか)」など特別な事情が存在するのか否かが、①と並んで常に重要な「要素」となります。

「贈与したのに」…なぜ、認められないのか？

贈与の意思があっても「渡すとすぐ使ってしまうのでは」、「子等に浪費癖がつくと教育上良くない」などの不安を解消できず、口座に入金はしたものの、通帳等は渡さず手元に置いておくケースがよくあります。そして、この状態のまま相続が発生してしまうと、「**贈与不成立**」という結果を招くこととなります。

その理由は、民法549条上の「贈与契約」が成立していないと判断されるからです。

贈与契約の成立に必要な「**要件事実**」は、① **財産を無償で与える意思表示**、②

①を受諾する意思表示が揃うこととなりますが、この二つの事実の完全履行を相続開始後に証明することは容易ではありません。

それができなければ、どんなに時間が経過していても「時効」を主張することもできず、贈与が認められないという悲しい結果となるのです。

親が子等に対して「お前の名前で預金しておくぞ」と言っただけでは足りず、受贈者が自ら通帳等を管理・運用している事実がなければ、子等の名前を借りた「名義預金」だと見なされて、相続税の課税財産になってしまいます。

最後に

有効な「相続(税)対策」を確実に準備するためには、「正しい知識」、「相応な時間」、そして、「家族の対話」が必要であると考えます。この「ひとコマ」の話が、今後の相続対策の一助となれば幸いです。相続に関するご質問等がありましたら、お気軽に朝日税理士法人へご相談ください。(文責:小針彰)

